

令和3年度青森県在宅医療推進医療クラーク導入事業費補助金の概要

令和3年4月
青森県医療薬務課

1. 事業の目的

在宅医療の充実を図るため、在宅医療に取り組む診療所に対し、医師事務作業補助者(医療クラーク)の配置に要する経費を補助し、医師の事務負担を軽減することにより、訪問診療の拡充を促進するものです。

2. 補助の内容

(1)対象施設	在宅医療の拡充(新規実施を含む)に取り組む診療所
(2)補助対象経費及び補助金の額	補助事業者が自らの診療所に配置する医師事務作業補助者(医療クラーク)の person 費(給料・諸手当及び法定福利費) 基準額:200万円、補助率:1/2

3. 補助の要件

(1)訪問診療実施計画の提出	令和3年度の訪問診療対象患者数の計画値(注)が、令和2年度の対象患者数の実績値を 12以上上回る 計画を策定していること。 (※計画値及び実績値は第4号様式の記入項目です。)	(注)計画値の算出方法 ①居宅の患者の場合 実数に3を乗じた値 ②介護施設等の場合 実数 (計算例) 居宅2人増 → $2人 \times 3 = 6 \dots$ ① 介護施設等18人増 → $18人 = 18 \dots$ ② 令和2年度に比べ、①+②が12以上となる必要があります。
(2)実績報告の提出	令和3年度から令和5年度まで、毎年度の訪問診療の実施実績を翌年度の4月30日までに報告すること。	

4. 交付申請

補助金の交付を希望する場合は、補助金交付要綱を参照し、交付要綱に定める様式により、**令和3年6月30日(必着)**までに交付申請書を提出してください。
申請先:青森県健康福祉部医療薬務課地域医療確保グループ
なお、交付申請書等の様式については、県ホームページ(<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/R2clerkhojo.html>)からダウンロードできます。

5. その他

(1)交付申請額が予算額を上回る場合は、令和3年度の訪問診療対象患者数の計画値が、令和2年度の訪問診療対象患者数の実績値をより多く上回る計画を策定している診療所から優先して採択することとします。

(2)本補助金の交付は1診療所につき、1年度限りとします。ただし、令和2年度の医療クラークの配置期間が12月未満であり、かつ、補助金交付額が100万円に満たない場合は、令和3年度において、その差額分を申請することが可能です。

(3)本補助金の交付を受ける診療所については、地域医療構想調整会議において、報告することとしております。